制定の目的 市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、市、市民、事業者の責務を明らかにし、生活環境を損なづ行為の禁止と市民の自発的活動の促進策を定め、身近な生活環境の美化活動を市、市民、事業者が協働で行います。

### 事業者の責務

## 市民の責務

ルを進め、市の施策を共に推進しールを守り、ごみの減量とリサイク境美化に努めます。ごみの出し方ル乱させません。自主的に地域の環空き缶等のごみは、持ち帰り、散空き缶等のごみは、持ち帰り、散

#### 市の責務

# 環境美化活動への促進策

市は、市民が自ら実施できる身近な美化推進活動を進めるため、次の対策を講じます。

- ○生活環境を守るため、パトロールを実施し、不法投棄等美化を損なう行為の防止 と発見に努め、情報を関係団体等にお知らせします。
- ○空き缶等のごみのポイ捨て等を防止するため、環境美化推進員を委嘱します。
- ○美化重点地区や美化月間の設定を検討します。当面は、全市一斉のクリーン作戦 を継続強化し、参加町内会等の増加に努めます。
- ○自主的な美化活動に対し、清掃用具の貸与その他必要な支援を行います。

### 禁止行為

- ○何人も、みだりに空き缶等のごみを捨ててはならない。
- ○市民等は、ごみの分別を守り、野焼き行為を止め、ごみの出し方ルールを守り、ご みステーション周辺の環境を損なわないようにしなければならない。 /
- ○飼い主は、飼い犬等のふんを放置してはならない。
- ○土地所有者等は、雑草の繁茂を防止する。

## 禁止行為に違反した者に対する措置

- 1 立ち入り調査の実施
- 2 指導及び助言の実施
- 3 勧告及び命令を発令
- 4 氏名と違反内容を公表
- 5 罰則の適用

